

1. 過去の AC ジャパン啓発ポスター・広告物の撤去確認のお願い【広報】

AC ジャパン支援キャンペーン等に関わる広告素材は、「1 年間」の契約（掲載）期間が設けられています。掲載期間が終了した過去のポスター等を継続して掲示・使用することは、著作権や肖像権等の権利侵害（違法行為）に抵触します。

特に、著名なキャラクターを含むデザインは、権利関係が極めて厳格に管理されており、意図せず掲示を続けていた場合でも法的なトラブルに発展する恐れがございます。

つきましては、トラブルを未然に防ぎ適正な施設運営を徹底するため、会員の皆様には下記事項について直ちにご確認とご対応をいただきますようお願い申し上げます。

●施設内（待合室、診察室、廊下、掲示板など）に、過去の AC ジャパン関連のポスター等が残っていないか、今一度総点検をお願いいたします。

●過去の AC ジャパン関連のポスター等が発見された場合は、直ちに撤去してください。

本件は、意図しない権利侵害を避けるための重要な手続きとなります。

大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 選定療養による近視進行抑制治療を行う際の届出について【社会保険】

低濃度アトロピン点眼液を用いた近視進行抑制治療は、令和 8 年度診療報酬改定より選定療養として認められました。

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三の一（三）に基づき、低濃度アトロピン点眼液を含め、選定療養において特別の料金等の内容を定めようとする場合は、地方厚生局長等に報告するものとされています。

令和 8 年 5 月 29 日に厚生労働省から発出された事務連絡において、「近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品の支給の実施（変更）報告書」（様式 23）が発出されましたので、届け出の時期などについてお知らせいたします。

本会ホームページ(ログインが必要なページです)：

https://www.gankaikai.or.jp/members/shaho/detail2/_icsFiles/afieldfile/2026/06/12/20260612_low-dose_atropine_eyedrops.pdf

3. 診療情報提供料（Ⅰ）のレセプト摘要欄の記載事項の変更について【社会保険】

令和 8 年度改定後の「診療報酬請求書等の記載要領」を確認したところ、診療情報提供料（Ⅰ）のレセプト摘要欄の記載事項について変更がありましたので情報共有いたします。

厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領（別表Ⅰ）」では、B009 診療情報提供料（Ⅰ）の摘要欄について、「情報提供先を記載すること。」と規定されています。

従来は「保険医療機関以外への情報提供」の場合に情報提供先の記載を求める取扱いでしたが、令和 8 年度改定ではこの限定が削除されており、保険医療機関への通常の紹介についても、レセプト摘要欄に紹介先（情報提供先）の記載が必要と解されます。

また、レセプト電算処理システムの摘要コメントコードにも「830100080 情報提供先（診療情報提供料（I））」が追加されています。レセコンの設定や請求実務に影響する事項と思われるので、関係各位への周知等の参考になれば幸いです。

【参考】

- ・厚生労働省「診療報酬請求書等の記載要領（別表 I）」B009 診療情報提供料（I）
- ・摘要コメントコード「830100080 情報提供先（診療情報提供料（I））」

※(参考)日眼医メンバーズ LINE

現在 3500 人越え。引き続き「友だち」登録を募集中です。ぜひご登録ください。

【登録方法】

1) LINE ホーム画面で「日本眼科医会」と検索。「公式アカウント」のカテゴリに表示される日眼医のアカウントを友だち追加

2) LINE ホーム画面で公式アカウントの ID 「@621oguzk」を検索して友だち追加

※日眼医公式 X(旧 Twitter)もぜひご覧ください

※めめぺんが LINE スタンプになりました！購入はこちら

<https://line.me/S/sticker/32165658>